

## 竹島、尖閣諸島及び北方領土に関する決議

竹島、尖閣諸島及び北方領土は、我が国固有の領土である。このことは歴史的にも国際法上も何ら疑いはない。

しかしながら、竹島については、韓国が、不法占拠するとともに、施設構築等を強行する中で、8月10日には李明博韓国大統領が上陸を強行した。このことを強く非難するとともに、竹島の不法占拠を一刻も早く停止することを強く求めるものである。

さらに、8月14日にも、李明博韓国大統領は、天皇陛下の韓国ご訪問について極めて非礼な発言を行った。国家元首が天皇陛下に対して行う発言としては、決して容認できないものであり、発言の撤回を強く求めるものである。

尖閣諸島については、現に我が国が有効に支配しており、領有権の問題は存在しないものであるが、8月15日、香港の民間団体活動家らが、我が国海上保安庁による警告・制止を振り切り、尖閣諸島沖の我が国領海に侵入するとともに、尖閣諸島魚釣島に不法上陸した。これらの行為に対し厳しく糾弾するとともに厳重に抗議するものである。

北方領土については、7月3日、ロシアのメドヴェージェフ首相が国後島を訪問した。同首相は、大統領在職時の平成22年11月にも国後島を訪問しており、我が国の厳重な抗議にもかかわらず再度の訪問を強行したことは、極めて遺憾であり容認できるものではない。

よって、国においては、関係国に対し、冷静な対応を強く求めるとともに、主張すべきを主張し、措置すべきを措置し、領土・領域の保全を全うし、我が国の国益を損なうことのないように、毅然とした態度で臨むことを強く要望する。

以上、決議する。

平成24年9月11日

鹿 児 島 県 議 会